

令和元年度  
米子市非常勤職員採用試験  
受 験 案 内

(令和元年12月1日採用 介護保険要介護認定調査員)

令和元年9月6日  
米 子 市

【受付期間】

令和元年9月6日(金) ～ 10月11日(金)

- ・土曜日、日曜日及び休日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、10月11日必着で受け付けます。

【試験日・試験場所】

試 験 日	試 験 場 所
令和元年10月20日(日) (受付時間) 8:30～8:50	米子市役所本庁舎4階402会議室 米子市加茂町一丁目1番地 ※くわしくは応募者に別途お知らせします。

## 1. 【採用職種・採用予定人員・職務内容】

試験区分	採用予定人員	職務内容
介護保険要介護認定調査員	1人	福祉保健部長寿社会課に勤務し、介護保険に関する要介護認定のため、自宅などを訪問し要介護者の状況を調査し、調査報告書を作成（パソコンを使用）する業務に従事します。

## 2. 【受験資格】

試験区分	年齢及び資格
介護保険要介護認定調査員	①及び②を満たす方 ①介護支援専門員、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有し、又は介護職員初任者研修を修了し、介護職員として1年以上の経験のある方 ②普通自動車運転免許を有する方 ※普通自動車免許運転はAT限定可とします。

- このほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。
- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3. 【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和元年10月20日(日) (受付時間) 8:30~8:50	米子市役所本庁舎4階402会議室 米子市加茂町一丁目1番地 ※くわしくは応募者に別途お知らせします。

#### 4. 【試験方法及び内容】

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
教養試験 (多肢選択式)	100点	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	60分
面接試験	200点	人柄などについての面接	

- 合格者の決定・合格者は、教養試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
- ・教養試験、面接試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。

#### 5. 【受付期間】

令和元年9月6日(金) ～ 10月11日(金)

- ・土曜日、日曜日及び休日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、10月11日必着で受け付けます。

#### 6. 【受験手続】

提出書類	受験申込書、自己紹介カード 各1部 ○上記書類のほかに、介護支援専門員、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有し、又は介護職員初任者研修を修了し、介護職員として1年以上の経験のあることを証明するものの写しを添付してください。
申込先	米子市福祉保健部長寿社会課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話 (0859) 23-5104 【郵送で申し込む場合】 ○封筒の表に赤字で「非常勤職員 受験申込」と記載ください。 ○受験票返送用として、返信用封筒を同封してください。 返信用封筒には、受取人の宛先(郵便番号・住所)、氏名を記入のうえ、84円切手を貼ってください。
受験票の交付	申込者には、申込み時に受験票を交付します。 ○郵送による申込者には、受験票を郵送交付します。

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市福祉保健部長寿社会課にお尋ねください。  
電話 (0859) 23-5104

## 7. 【合格者の発表】

区 分	発表時期	発 表 の 方 法
最終合否	10月下旬	受験者全員に対し、郵送により通知いたします。

## 8. 【採用予定日】

令和元年12月1日

## 9. 【勤務条件】

区 分	内 容
報 酬	報酬は、月額139,200円です。 このほかに通勤手当、期末手当の諸手当相当の報酬が、それぞれの条件により支給されます。
勤 務	勤務時間は、1か月当たり17日勤務又は1週間当たり30時間です。 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で1日につき7時間45分又は6時間が割り振られます。
雇 用	雇用期間は、令和2年3月末までの期間です。採用時に65歳以上の場合は、採用日の属する年度末までを雇用期間とします。 雇用期間を更新する場合は、勤続10年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上決定します。 ただし、雇用期間中に65歳に達する場合は、雇用期間は、当該65歳に達した日の属する年度の末日までとします。
その他	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用があります。

○採用時までには給与改定・制度改正があった場合は、それによります。